

令和7年3月定例会

令和7年3月10日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（14名）

1番 安達智勇議員	2番 漆山光春議員	3番 安孫子真弥議員
4番 東海林信弘議員	5番 石垣光洋議員	6番 増川憲一議員
7番 木村章一議員	8番 佐藤修二議員	9番 鈴木英友議員
10番 林智議員	11番 奥山英幸議員	12番 吉田芳美議員
13番 丹野貞子議員	14番 細矢誓子議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長
須藤隆一 議事係 長

鈴木淳子 主 幹
岡崎美穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
清野一晴 監 査 委 員
真木秀章 防災危機管理課長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
今田史明 生活環境企画主幹
矢作 勲 健康福祉課長
佐藤晃一 農林振興課長併
農業委員会事務局長
土方一郎 都市整備課長
軽部昭博 会計管理者兼
会 計 課 長

河内耕治 副 町 長
後藤慶治 農業委員会会長
須藤俊一 防災・危機管理監兼
総務課長
日塔俊浩 空き家対策主幹
日下部敦子 暮らし応援課長
今部憲治 税務町民課長
池田恵子 こどもみらい課長
軽部広文 商工観光課長
大泉正博 上下水道課長
宇野 勝 学校教育課長

◎ 議 事 日 程

令和7年3月10日（月） 午前9時開議

議事日程第3号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の審議、採決

議第18号 河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について

議第17号 河北町犯罪被害者等支援条例の設定について

議第23号 河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議第26号 河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号 河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 令和7年度河北町一般会計予算について

議第11号 令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第12号 令和7年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第13号 令和7年度河北町介護保険特別会計予算について

議第14号 令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第15号 令和7年度河北町水道事業会計予算について

議第16号 令和7年度河北町下水道事業会計予算について

日程第3 予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託

休 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分であ

ります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は、6番増川憲一議員からであります。

6番増川憲一議員の一般質問を行います。

「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） おはようございます。

6番増川憲一、3月定例会の一般質問を行います。

まず、質問事項の1、農業政策について伺います。

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守られなくなってしまうかもしれません。これまで地域の皆さんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事なときです。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、河北町でも令和5年8月から地域計画作成検討会、各地区での話し合い、農業経営の意向アンケート調査を行い、地域計画（案）のパブリックコメントが実施されました。地域計画（案）の目標地図は、色染めと番号により耕作状況が分かりやすくなりました。

質問要旨1、地域計画の目標とする集積率90%達成に向けた取組について伺います。

次に、水田活用の直接交付金見直しにより、令和4年度から通称「5年水張りルール」が定められました。どうかして水稲作付ができた農地もありますが、1か月以上の湛水管理に挑戦しても、水がたまらない農地がありました。

今年に入り、水張りルールを見直し、「5年水張り要件は求めない」と農林水産大臣が表明しています。

そこで、質問要旨の2、水田活用の5年水張りルール見直しについて伺います。

質問事項の2、放課後児童クラブについて。

県内の放課後児童クラブ利用者が増加傾向にあり、低学年の利用率約56%、高学年の利用率約20%と毎年増加しています。町内の放課後児童クラブでは、昨年、利用者増加に伴い、小学校の空き教室を利用することで対応していただきましたが、今年は放課後児童支援員の不足により、放課後児童クラブを利用できない児童が出てくる可能性があります。子育て世代の保護者の不安を払拭し、よりよい子育て支援を進めていくことが町の役割だ

と思います。

そこで、質問要旨の1、放課後児童クラブの利用者増加への対策について、町の考えを伺います。

再質問を留保し、一般質問を終わります。

○丹野貞子議長 6番増川憲一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

6番増川憲一議員の一般質問にお答えいたします。

農業政策について、お答え申し上げます。

まず、1点目、地域計画の目標とする集積率90%達成に向けた取組について申し上げます。

これまで地域での話し合いによる人・農地プランを作成し、実行してまいりました。しかし、今後の高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっております。

令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが地域計画と名称を変えて同法に位置づけられ、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する目標地図を作成した地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約等を進めていくこととされました。

これを受け、地域計画の策定に当たりましては、農業委員会、農事実行組合、JAさがえ西村山、寒河江川土地改良区から委員となっただき、河北町地域計画作成検討会を立ち上げ、農地所有者や耕作者を対象にアンケート調査を実施するとともに、令和6年1月から2月にかけて、西里、溝延、谷地、北

谷地の各地区で話し合いを行いました。

その話し合いの結果をまとめ、将来誰がどの農地を利用していくのかを1筆ごとに定めた目標地図を作成し、町全体で1つの地域計画(案)として、各地域への説明会を開催し、3月9日にパブリックコメントの縦覧が終わったところでございます。

今後はパブリックコメントの結果を踏まえ、地域計画として公示し、ホームページでもご覧いただけるよう手続を進めてまいります。

この計画は毎年見直す予定であり、特に目標地図については、地域での話し合いを尊重し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を基本として継続的に進めてまいります。

さらに、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区などの関係機関と調整し、団地面積の拡大も進めていく考えでございます。地域農業を支える担い手の育成や、面的規模拡大に必要な農業機械、設備等への充実について、国、県等と連携しながら支援し、集積率90%に向けて取り組んでまいります。

2点目の水田活用の5年水張りルール見直しについて申し上げます。

水田活用の直接支払交付金について、農林水産省では平成29年度に、交付対象から除く農地の基準として、畦畔等の湛水設備を有しない農地や用水供給設備を有しない農地、または土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地として設定しておりましたが、そのルールに加え、令和3年12月に、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、令和4年度から令和8年度までの5年間に一度も水張りが行われない農地は水田活用の直接支払交付金の対象水田とし

ない方針を決定いたしました。

令和4年度には、転換作物が固定化している水田は畑地化を促すこと、水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促すことを目的に、5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としないと具体化されました。水張りは、水稲作付により確認することを基本としておりますが、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は水張りを行ったこととみなすとされております。1か月以上の湛水管理をする場合については、具体的な実施内容が示されず、実際は令和6年から8年の3年間で実施することになっておりました。

しかしながら、戦略作物等の収量を上げるためには、農業者の地道で継続的な作業による土づくりが重要であり、5年間に1度の水張りを行うという条件は、これまで土づくりに励んできた農業者にとって大きな負担となります。また、畑作をしていたところに水張りを行うと、通常よりも水が多く必要になり、灌漑用水が不足し、特に下流域での稲作に大きな影響が出ることもあるなど、多くの問題点があります。町としましては、このような実情や指摘を踏まえ、国、県に対して要望書の提出を行い、直接国の担当者との話し合いにおいても、現状の説明を行ってきたところでございます。

そのような中、今年1月31日の衆議院予算委員会で農林水産大臣が、令和9年度以降の水田活用の直接支払交付金について、水田を対象とする現在の仕組みから、作物ごとの生産性向上を支援する仕組みに転換すること。同年以降、水張りを求めない制度とし、令和7年・8年も連作障害回避の取組を条件に、水を張らなくても交付すると明言いたしました。

これを受けて、県を通して水田政策の見直しの方角性についての概要が届いておりますが、「現行の水田活用の直接支払交付金の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする」との説明にとどまっており、具体的な取組についてははまだ示されていない状況であります。国に対しましては問合せを行っておりますが、具体的な内容については、現在、検討しているとのことであり、早急に示していただくようお願いしているところでございます。具体的な取組の内容が示され次第、農家の皆様にお伝えしてまいります。

次に、放課後児童クラブについてお答えいたします。

放課後児童クラブの利用者増加への対策について申し上げます。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき実施しているもので、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであります。

放課後児童健全育成事業の実施主体は市町村となっておりますが、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものであります。町では、谷地中部小学校区にあるちびっこ放課後学童クラブ、谷地南部小学校区にあるさくらクラブ、溝延小学校区にある溝延さくらクラブ、西里小学校区にあるちびっこ放課後西里学童クラブの4つの放課後児童クラブに運営を委託し、放課後児童健全育成事業を行っております。

本町における放課後児童クラブの登録者数でございますが、令和6年1月1日現在では228人で、町全体の児童数の29.2%、低学年の利用率は44.9%、高学年の利用率は14.7%で

あります。令和7年1月1日現在では252人で、町全体の児童数の32.8%となっており、低学年の利用率については48.0%、高学年の利用率は18.2%と、ニーズは増加している状況にあります。4つの放課後児童クラブでは面積要件や安全管理上、利用の定員を設けており、おおむね定員程度もしくは若干定員を上回っての受入れをしている状況となっております。今後の登録者数を推計いたしますと、登録率は増加傾向にございますが、出生者数が減少していることにより、令和7年度、来年度をピークに登録者数は減少が予想される状況にあります。

このような中で、放課後児童クラブが直面している現状を踏まえ、今年度からの新しい取組といたしまして、谷地中部小学校のミーティングルームと体育館を放課後の時間帯にお借りして、放課後児童クラブとして利用する形を取らせていただいております。さらに、夏の暑さ対策の課題もございましたが、今年度中にエアコンを設置する予定であり、環境の改善にも取り組んでいるところであります。

放課後児童クラブには、おおむね40人ごとに放課後児童支援員の資格を持つ職員を配置することとされております。放課後児童支援員とは県が認定する資格で、保育士、教諭等の資格を持つ者、規定の実務経験を有する者など、一定の要件を満たす者が認定資格研修を受講し、所定の科目を修了した場合に認定されるものであります。

放課後児童クラブの職員の成り手不足につきましては全国的な状況であり、本町におきましても、資格の有無にかかわらず、求人してもなかなか応募がなく、各クラブで苦慮していると伺っております。今年度からの取組ではございますが、町の学習・生活指導補助員の方にお声がけいたしまして、学校が夏休みの期間中に放課後児童クラブのお手伝いを

していただける方を募らせていただき、お一人の方から谷地中部小学校区にあるちびっこ放課後学童クラブで働いていただきました。学童クラブからは「児童も喜んでいて」、クラブの職員も児童との関わり方の面で学ぶことが多く、「即戦力で心強かった」との声をいただいたところです。来年度も、学習・生活指導補助員にお声がけをさせていただき時期を早めるなど、工夫しながら人員不足の解消につながるよう協力してまいりたいと考えております。

放課後の支援につきましては、国が取りまとめた放課後児童対策パッケージ2025の中で、全ての子供が放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりの推進を掲げており、放課後児童クラブに加えて、多様な放課後支援の方策も検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、放課後や学校休業日の生活は、子供の成長・発達に欠かせない大切な時間であり、子供たちが豊かな時間を過ごせるよう、また放課後児童クラブの存在は働く保護者にとりましても大きな安心と支えにつながるものと捉えているところでございます。今後も申込者の状況を踏まえながら、放課後児童クラブの利用を必要としている人が利用できないということがないよう、対応してまいります。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

地域計画作成の経過に、今後10年の農業経営の意向アンケート調査が行われました。回収率は何%でしたか。

また、地域計画の集積率は現在65.8%で、

目標が90%です。この90%に設定した理由を伺います。

この2点について、まず伺います。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

増川議員の質問に説明させていただきます。

アンケート調査の回収率でございますけれども、3,550件に対しましてアンケート調査を行いまして、2,240件の回答がありました。回答率としましては、63.1%でございました。

2番目の90%の理由でございますけれども、現在、増川議員がおっしゃいましたように、町の現状の集積率は65.8%でございます。県におきましては現在の集積率が71.1%というようなことで、県のほうでは現在71.1%で、目標とする集積率が90%になっております。町としましても、県に合わせた形で集積率を90%としたものでございます。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） どうもありがとうございます。

この目標地図、地域計画のことで各地区の委員会で話し合われたときの資料を私も参加して持っているんですけども、やっぱり地図は色染めになって、分かりやすくなりました。河北町というのはコンパクトな町なので、すぐどこがどういうふうなところかなというのが分かるようになりましたが、この色染めになっていない土地が複数箇所あります。ここが今現在65.8%の集積です。アンケートを回収したのが63.1%となると、やっぱりアンケートをきちっと出していたいただいた所有者、耕作者のところはほとんど全て埋まっているというふうな数字の状況でございます。で、この色染めになっていない土地を今後どのようにというか、アンケートを未提出の所有者、耕作者に対してどのような意思確認を行うのか、進め方などをお伺いします。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

色染めになっていない土地につきましてですが、先ほどご説明しましたとおり、回収率が63.1%というふうな結果でございましたけれども、この回収できなかった理由としては、やはりその農家の農地の所有者、耕作者が10年後どのようにしたらいいかというふうな具体的な考え方をまだお持ちでない、アンケートに回答できなかったのではないかというふうなところもあるかと思えます。また、回収した中にも無回答というふうなところが10%ほどございました。ただ、これまでは人・農地プランというふうなことで地域の集積を図ってきたところがございますけれども、こちらにつきましては、この地域の担い手が誰それですよというふうな計画でございました。新しい地域計画につきましては、1筆ごとに10年後、この筆は誰が耕作するんですというふうなところで計画するものでございます。また、人・農地プランと比較しますと、新たにその地図をつくることになったというふうなことで、より分かりやすい、見やすい計画になってきたというふうに思っております。これをするによりまして、これまであまり10年後のことを考えていなかった方々につきましても、意識づけが出てくるのかなというふうに思っているところでございますので、この色染めになっていないところにつきましては今後の大きな課題にはなりますけれども、その方々につきましてもこの新しい計画を見ていただきまして、意識づけをしていただきまして、10年後のことを考えていただくというふうなことで考えていきたいというふうに考えております。大きな課題だと思っております。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） では、地域計画の今後

を進めるに当たっても、毎年見直す予定であるとありますが、この見直すものという、集まるというのは各地区の地域計画の説明会は今までに2回行われました。で、また今後もこういう各地区ごと、301の会議室に集まって、そこで地区ごとに五、六人ぐらいして話しするという、そういう場を設けるということになるかと思いますが、やはりそれに案内があっても参加しない方というのがもう半分以上、3分の2ぐらいおります。で、その案内を出しても、やっぱりこういうところに参加していただけないと、土地を交換すると、こっちに私の土地をまとめる、例えばこっちに町長の土地をまとめる、そういうやり取りができないという可能性が大いにあります。そういったことに対して、今後、人を集めて話し合っして、まとめるという形ですのであれば、すぐく人を集めるというのが大事になってくると思います。農業委員会の会長さん今いるので、農業委員会として、ここをどうやってまとめていく、方向性あるかどうかお伺いします。

○丹野貞子議長 「後藤農業委員会会長」

○後藤慶治農業委員会会長 今、増川議員からご質問ありました。

先ほど町長、それから課長のほうから現状の説明と回答があったわけですが、地域計画、今までの策定の中でいろんな意見が出てきました。一番最初に出たのが10年先、例えば、私を例に出すと、もう80歳近くになっているわけです。たまたま後継者がいるから農業を続けられるような状況ですが、果たして10年先を見据えられるのかと。1つ溝延の例を申しますと、この今課長から答弁ありました集積率60数%、これは農家台帳の中であって、増川議員もよくお分かりかと思えますけれども、いわゆる細目書の中でいくと、溝延を例に取りますと、もう80%ぐらい

集積は進んでおります。ですから、その辺を寒河江市の場合は細目書での移動を禁止しているようですけれども、その辺を農業委員会として、あるいは町の再生協議会として、農家台帳とその細目書のそごをまず一つどう解決していくか。それが一番問題であって、行政としてはその集積率を90%まで果たして最終的に持っていけるかは別にして、現状では大体80%ぐらい、任意交換で集積がなっておりますので、その辺をどのように表の数字に出していくか、その辺が課題になるのかなど。

あと、もう一つ、ここで問題が出ているのが、今集積している中でも団塊の世代以上の地主さんが終活に入っております。で、農業委員会のほうにもその終活の相談、いわゆる貸し借りでなく、農地を手放したいという相談が大分来っております。今、耕作している人がその農地を取得してくだされば、一番問題ないんですけれども、なかなかそういった状況にないと。で、じゃあ買ってくださいの方にその農地を売ろうと、そういったときにせっかく集積、集約になっていた農地がまた別な方に所有権が移り、あるいは耕作権が移ったりという問題が徐々に出てきております。そういった問題も含めながら、やっぱり地域の方々、できるだけ多くの方を集めて話し合いをするのも大変大事なんですけれども、また溝延の例を申しますと、今現在コンバイン23台しか動いておりません。で、最低でもその23人の方でその話し合い、地主さんを別に蚊帳の外に置くわけではないんですけれども、そういった中で、その農地の交換であるとか、集約であるとか、集積以前に集約を問題点として考えながら、さっき言った細目書の問題、それから農地の売買の問題、それから、その今現在農業やっている方の話し合い、この3点を大きな問題点として、その地域計画の話し合い、本当に5年後、10年後やっていけるのか、

そういったことを問題点として話し合っていきたいと思っております。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） どうもありがとうございます。

もう1回農業委員会の会長さんにお伺いしますが、農業委員会では毎年、荒廃地と遊休農地のパトロールを行っているとお伺いしております。私、前に一般質問したときに、その遊休農地と荒廃地が令和4年度で15ヘクタールぐらい、令和5年度の多分数字かと思うんですが、この地域計画の中では20ヘクタール、5ヘクタール増えております。これ高齢化、あと人口減少によってどんどん増えているんですが、その増えている地区というのは北谷地地区のほうから、谷地西部地区と根際、両所、そちらのほうのやっぱりちょっと小高いところ、あとは山際のほうの果樹なんかは特に手放す人がいて、誰も受け手がいないというので、どんどんますます増えます。それに輪をかけて今度イノシシの被害、熊が出てくる、やっぱりそういったこともあります。この増えていく荒廃農地、遊休農地対策として、農業委員会ではどのようにお考えですか。

○丹野貞子議長 「後藤農業委員会会長」

○後藤慶治農業委員会会長 お答えいたします。

今、増川委員ご指摘のとおり、河北町では幸いなことにといいますか、山際のほう、それから溝延地区では最上川の対岸、サビという地域が主なその遊休農地が毎年増えている地域でございます。山際のほうに関しましては、その何ていうんでしょう、作ってくださる方、鋭意探してはいるんです。でも、なかなかやっぱり、昨年のような冬ですと問題ないんですけれども、今年のような雪になりますと枝折れであったりとか、特に果樹に関してはなかなかその引き受け手がいないような状況でして、私も受入れ協議会のほう加入さ

せていただいております、東京の農業人フェア等で河北町の場合は特に果樹をやる人間を探しているわけなんですけれども、なかなかその辺育っていないと。特に農業を知らない人間を果樹で地域に育てようとするときに、やっぱりそれなりの好条件のところをあっせんして、今年またその田井地区で1人営農を始める方が出てきているんですけれども、やっぱりその山際に関しましてはいかんともうし難くて、非農地化というようなことを農業委員会でも検討していかなければならないのではないかということの問題意識として、まだそれを非農地化を進めるということではなく、問題意識を持たなければならないということも今後話し合っていかなければと思っております。

とにかく何にしても果樹に関しては、山際のほうはなかなか受け手がないような状況ですけれども、あと溝延の今回の築堤に関して、いわゆる河川側になるところに関しては大体サクランボ、河川整備のその買収面積も含めて、大体サクランボが4町歩から5町歩もうなくなりました。用地買収も含めましてですけれども。ですから、まず今まで河北町で一番の生産地だった溝延地区のサクランボが、多分谷地地区よりも収量がかなり減るかなと思っております。その地域に関しては今、溝延地区のそこには大分その遊休農地点在しておりますけれども、そこに関しては畑作組合的なものをつくりながら、いわゆる畑の基盤整備で畑作物、いわゆる果樹でなく、畑作物をやっていって農地を何とか保全していきたい、守っていきたいというような構想も描きながら、できるだけその遊休農地解消したいと思っております。

ただ、もう一つ遊休農地解消に向けて、私も今回解消事業を申請しておりましたけれども、いわゆる予算の範囲内で令和8年度まで

延ばしてくれというようなことがありまして、春から何とかそれを解消して、6月ぐらいまでやりたいなと思ったんですけども、いわゆる国の事業、予算がないということで、その辺もなかなか難しいところがありまして、農家の方にその辺の遊休農地解消事業、もう少し農業委員会としてもPRできたらと思っております。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番(増川憲一議員) 丁寧なお答えありがとうございます。

どうも私も今後、地区計画等の話合い、各地区の話合い等あれば、また参加して、問題の掘り起こし、解決に向けて努力していきたいと思えます。

次に、水田活用の5年水張りルールについてですけれども、これ令和4年でこの水張りルールができて、で、やっぱり東北農政局の方からも河北町のサハトベに花の会議室で皆さん、農家の人集まって話しして、説明も受けたんですけども、やっぱりその時の話あって、やっぱり農家にとっては大きな問題、もう大問題だということで、多分ほかの地区とほかの県からもそういう話が出ていたので、大臣やむなくこういう水張り要件は求めないというふうにしたのかなとは思っているんですが、もう間もなく来年度の水田のほう、作付はまだ後なんですけれども、耕作、耕すから始まって種まき、来年度の計画も細目書によって立てております。こういうふうに計画立てたときにまだしなくていいんだよとなると、どうしても農家の人って困ってしまわず、悩みます、考えます。本当にこの水張りを求めないというふうになるのか、ならないのか。私は水張りの要件は求めないと言っていますので、それだけはもう求めないという認識でよろしいのでしょうか。佐藤課長、お願いします。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

5年水張りの問題でございますけれども、国のほうからの通知でございますと、先ほど町長答弁にもございますけれども、現行水活の令和7年、8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とするというふうなことで回答が来ております。

この連作障害を回避する取組、具体的には土壌改良資材の散布というふうなことで大臣のほうも話しておりますけれども、ただ、このやり方、証明の仕方等につきましては、国のほうでは4月以降の要綱に盛り込む予定だというふうなことで回答しております。ですので、令和7年、8年度につきましては、この事業を行った場合は対象にするというふうなことは確かかと思われまますけれども、その証明の仕方、申請の仕方等につきましてはまだ不明瞭なところがありますので、この内容が分かり次第、皆様のほうにご説明したいというふうに思っております。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） どうもありがとうございます。

やっぱりまだ農林水産大臣から話が出たというか、表明したということで中身が煮詰まっていないということで、今後の状況を見極めていきたいと思っております。

次に、放課後児童クラブの利用者増加対策についてお伺いします。

去年は谷地中部小学区で場所が足りないということだったんですが、このたび、今ですが、今度は場所はあるんですが、支援員の方が人員不足でないということで、どうしても待機児童が出そうだという話をお伺いして、この質問を行っているのですが、今後、長期

休み、今からですと夏休み、あとは冬休み、年末年始休みというような長期休みが出てくるわけなんですけれども、そこでやっぱり申込者がまた増えてきた場合、やっぱりどうしても待機児童というのは長期休みに出てきかねないなと思ひまして、この今後の学校教育課のほうの対応というのはどういうふうを考えているか、再質問します。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 お答え申し上げます。

今、そういう長期の休みのときに受け入れているのはちびっこ学童さんのみであります。そのほかのところは通年通してでない、今のところ受け入れていないという状況にあります。そこで、今年度支援員の方にお声かけをして、いわゆる中部のちびっこ学童でありましたけれども、そこに夏休みの間ということでお声かけをしたら、お一方そのままやってもいいということでしたというところでございます。

今後も夏休みはこのちびっこ学童においては増える可能性がございますので、やはりそういった支援の方、まずは町としまして支援の方にお声かけをして、何とかしていきたいなというふうに思っています。やはり短期間の働く場所ということでは、なかなか人員の確保は難しいというふうに思っておりますけれども、町としましてはこのような努力をさせていただければと考えております。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） 河北町の第3期河北町子育て支援計画（案）、あとはパブリックコメントも行われましたけれども、やっぱりその中でも基本理念というのがありまして、子供が健やかに成長し、安心して子育てできるまちということを大きく掲げて、町の政策でも子育て支援に対する対応というのはほかの自治体にはないくらいと先日的一般質問でも

同僚議員さんがおっしゃっていましたが、この支援すごく充実していて、私は河北町にとって自慢できる一つであるなと思っております。この自慢できる政策があるので、やっぱり今後、また来年度、再来年度も待機児童が出そうだと、人数が学童に、放課後児童クラブに申込み、利用者が増えそうだと同時に、保護者の不安、あれ、人数多くて受け入れていただけないなというふうな話がまた出てきたら、これはやっぱり町にとってマイナスのイメージしかなくなります。そのマイナスのイメージを持たせないためにも、やっぱり今後、確実に子育て支援を行っていくという表明はしていただきたいなと思っているところなんですけれども、学童をまず、この第3期計画の基本目標1の⑤に放課後児童健全育成事業、ここ担当課は学校教育委員会、学校教育課、教育振興係なんですけど、事業内容に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。今後の方向性、これ継続となっているんですが、待機児童は出ていませんが、利用のニーズは年々増加傾向にありますので終わっております。ほかの支援事業の今後の方向性というのは、実施について検討を行っていきますとか、あと、こういうことを図っていきますというのが書かれているんですが、ここだけ方向性が増加傾向にありますので、現状だけしか載っていないんですよ。このやっぱり方向性というのをこの案の中にはしっかり示していかなければならないと思っているんですが、ここはどのようにお考えでしょうか。

○丹野貞子議長 「宇野学校教育課長」

○宇野勝学校教育課長 放課後児童クラブの事業につきましては、来年度、一応令和7年度においてピークを迎えるというような想定をしておりますので、今のところ現行のまま継続

していききたいという考えでございます。

○丹野貞子議長 「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） どうもありがとうございます。

今後も充実した子育て支援をよろしく願いたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で、6番増川憲一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

休 憩 午前9時48分

再 開 午前9時50分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、4番東海林信弘議員の一般質問を行います。

「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項の1は、最上川左岸の溝延地区堤防整備の進捗と柏川の管理と治水対策についてお伺いします。

溝延地区の治水対策については、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトにより、最上川左岸の寒河江川との合流点から柏川合流点までの堤防整備が位置づけられ、この堤防整備案については県及び寒河江川土地改良区にも参加いただきながら、国が主体となって溝延地区治水対策に関する説明会などを開催していただき、地元の皆様のご理解とご協力を得て築堤工事が進められているものと認識しているところです。

管理道路や管渠整備、用水・排水の樋門整備なども順次進められているところです。

築堤建設に関連した用地買収などの課題や、用地買収後の耕作者による作付などの課題、現時点での課題などあるのか、お伺いしたいと思います。

また、溝延地区の築堤事業の計画では、令和8年度の完成を目指し事業が進められているところです。

そこで質問要旨の1は、令和8年度に築堤事業完成のスケジュールになっておりますが、現在の進捗と築堤に関連する課題などについてお伺いいたします。

溝延地区内を流れる柏川は、溝延地区の6区で分岐され、6区・7区・8区の住宅内を流れ、溝延小学校南側を流れているところと、溝延小学校北側の水田内を排水堰として流れているところがあります。この分岐された柏川は既存の堤防付近で合流され、堤防に沿って蛇行し、田井置上の溝延悪水路とまたさらに合流し、最上川へと流れ込んでいきます。その悪水路には排水樋管も設置されており、国交省東北地方整備局と記載され管理されているようです。

住宅地内を流れている柏川は町の管理なのか、北側の水田を流れているところは土地改良区なのか、また合流して最上川へ流れていくところは国交省の管理なのか、はっきりしないのが現状ではないでしょうか。

そこで質問要旨の2は、溝延地区柏川の管理は誰が行っているのか、また今後の柏川治水対策はどう考えているのかお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○丹野貞子議長 4番東海林信弘議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 4番東海林信弘議員の一般質問にお答えいたします。

最上川左岸の溝延地区堤防整備の進捗と柏川の管理と治水対策について申し上げます。

1点目の溝延地区堤防整備のスケジュール進捗と課題について申し上げます。

本事業は国の事業として、令和5年度から

現在まで鋭意進められております。当初は令和8年度の完成を目指して事業を実施しており、管理用道路の盛土工事や用地買収が進められてきました。現時点で、先行して実施しておりました管理用通路工事は約8割程度完成し、築堤に必要な用地の契約は約9割以上契約が完了しております。令和7年度からは、農業用水の非出水期に合わせて、堤防本体の盛土や水路の付け替え工事が行われます。

堤防の機能に必要な盛土工事や樋門などの主要な設備工事については、計画どおり令和8年度で完了する予定でございますが、舗装工事や光ケーブル埋設などの本体機能以外の付帯工事につきましては、令和9年度に実施される予定である旨、国から連絡を受けております。事業全体としては1年延長とはなりますが、堤防の盛土工事や樋門など主要工事は、当初の計画どおり令和8年度内に完了する見込みであり、最上川の増水等に対する治水対策については、計画どおり進行するものと受け止めております。

課題としましては、今後の速やかな事業用地の契約締結や、近年、全国的な自然災害の激甚化・頻発化している中、早期完成のための十分な財源確保が必要であり、引き続き積極的な働きかけを行っていく必要があると認識しております。

2点目の溝延地区柏川の管理は誰が行っているのか、また、今後の柏川治水対策についてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、溝延地区内を流れる柏川は、溝延6区の柏川分水門から、住宅地内及び溝延小学校の南側を流れる経路と、溝延小学校北側の水田内を農業用水路として流れる経路と2つの経路に分岐し、最終的に既存の堤防付近で再度合流し、最上川へと流れていきます。

まず、住宅地内を流れる柏川についてでご

ざいますが、これは溝延6区・7区・8区内を多方面に分岐した生活排水路、いわゆる法定外水路と呼ばれる水路を通り、下流合流地点へと流れていきます。法定外水路に係る維持管理につきましては、生活雑排水などで利用している受益者であります地域住民の方々をお願いしておりますが、地域住民による管理が困難な案件が発生した場合においては、その都度、地域の方々と協議し、町の関係課が連携し対応してまいります。

次に、溝延小学校北側を流れる柏川につきましては、農業用排水路としての機能を果たしており、水田脇を通りながら、下流合流点へと流れてまいります。その管理につきましては、農業用排水路という用途から土地改良区によって行われ、地元の農業者の方々が維持管理されておられます。

それぞれの水路から合流した柏川につきましては、国の河川区域内を通り、最終的に本流の最上川へ流れてまいりますので、一部土地改良区が管理している区間もございますが、その河川区内の管理につきましては、国が行っております。

柏川の治水対策でございますが、令和5年度において、溝延地区の浸水対策基本調査をコンサルタント業者に委託して実施しております。その際の調査結果としましては、町道溝延杉の下線と柏川が交差する地点に新たな水門を設置し、内水をポンプ等で排出する案がまとめられたところでございます。新たな水門の設置については、当該排水路に関する内水対策として一定の成果が期待できるものの、水門の下流で合流する排水路があり、それらの排水路から水があふれる恐れもございますことから、現在進められております築堤事業を踏まえた検討も必要でございます。

先ほど、溝延地区の築堤整備に関するスケジュールと進捗状況について答弁させていた

だきましたが、事業の主体である国交省では、築堤に併せて、柏川に排水樋門、排水ピットを設置することが計画されております。この排水樋門などは全ての排水が合流した後の箇所を設置されるため、排水作業を行うにはこの箇所が最も効果的であると考えております。このように排水ピット等が整備されることを踏まえまして、町として、内水をどのようにして排出するのか、詰めた検討を進める必要があると考えております。

国の計画では、排水作業箇所へのアクセスとなる堤防天端については、路肩を除く幅員は5.6メートル、既存の堤防がある田井地区側からの進入と、県道皿沼河北線の新寺川橋辺りからの進入が可能とされておりますので、堤防の完成を見据えながら、現地で必要とされる排水の処理能力を確認し、町所有の可搬式排水ポンプの活用やポンプ車の配備など、比較・検討を進め、実効性のある対策を講じてまいります。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） 答弁ありがとうございます。

最初の溝延地区の堤防整備のスケジュールということで質問させていただきましたが、各築堤協議会への説明、また常任委員会の説明等々受けていますので、スケジュールに関しては了解した、理解したということで発言させていただきます。

ただ、その9割、今築堤に必要な用地買収9割ぐらい今進んでいるという、契約が完了しているということですが、残りの約1割、これの契約は今年度か、令和7年度か分かりませんが、ある程度進んでいくのでしょうか。それによつてのスケジュールの遅れ等々発生

するのか、その辺もし分かればお聞きしたい
と思います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 お答えします。

今ありましたように9割以上の方が契約に
同意しているということでございますが、ほ
ぼ皆様方が、ほぼですけれども同意はして
おまして、あとは国の予算の関係上という
ことで今動いているようです。今年度も、来
年度も一応契約締結に向けて国のほうでは
動くということで聞いておりますので、な
るべく早めに皆さん全用地を契約していただ
ければなど、こちらのほうでも確認していき
たいと思っていますところでは。

以上です。

○丹野貞子議長 「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） 契約は9割で同意は
得られているという、全て同意が得られて
いるような今発言だと思いますが、その辺も
やっぱり正確な情報、国とちょっと共有して、
そのような情報の共有を図っていただきたい。
ただ、築堤が1年遅れました、2年遅れまし
たとかと言われると、やっぱり地元住民の方
安心して生活できないという面もあります。
また、耕作している方にとっても、何で今頃
まだ終わっていないんだという意見も出てき
そうですから、その辺も十分連携を取って、
確認していただきたいと思います。

また、先ほど町長答弁にもありまして、今
の課長答弁にもありましたが、この財源確保
ということで何か非常に重要なことではない
かなと思います。今やっぱり答弁にもあった
ように激甚の災害とか、いろいろ頻発してい
る中で、せつかく築堤事業が進んでいる中、
それが止まるようなことがないように、その
情報の共有だけしっかり、財源確保といえ
ば国にお願いしたりとかですね、その辺の
連携を取ってやっていただけたらと思
います。財

源がなくてはね、工事できませんので、その
辺も含めてよろしくお聞きしたいなと思
っております。

あと、築堤のスケジュール関連のあと課題
等々いろいろありますが、実際3月の上旬で
しょうかね、細目書、耕作者にとっての細
目書を作成したりとか、提出したりとかと
いうことがあってですね、これはただ報告
というのか、参考までにお聞きしていただ
ければと思うんですが、細目書をつくる
ときに、その地権者はその契約して売買
契約を結んで、どこら辺が残っている
とか、その耕作者がなかなか細目書
を書けないような状態が続いてた
んですね。で、そういったこともあ
って地権者だけの情報共有じゃなくて、
耕作者にもその情報を入れて、細目書
を書かなければいけないんですから、
やっぱり正確な情報、何を
やったらいいかということで書きあ
ぐねたので、その辺の情報も入れて
いただければ、スムーズな耕作も
できるのではないかなと思
っております。それは、私の意見
として捉えていただければと思
います。

築堤に関しては、以上で終わります。

2点目の溝延地区の柏川の管理、誰が行
っているということで、前々から私も
気にしていたんですけども、よう
やく私も重い口を開けてお聞き
したいなということで、この一
般質問をさせていただいたん
ですが、もう1回確認します
けれども、溝延地区、地内、6
区から7区、8区、住宅地内を
流れるのは法定外水路という
ことで、財産上の管理は町だ
としても、そういった災害
とか、とんでもないことが
起こったら、町も関与して
関係部署と連携して対応
していただく、それは分
かりました。また、あと北
側の排水堰、これも土地
改良区、農業者と一緒に
管理して、維持管理
していく、これも分
かりました。

あと、もう一つはその国の管理、2つの経

路から合流して、今、既存の堤防のところ蛇行して最上川に入っていくんですけども、その辺の国管轄、一部土地改良区あるということですけども、その辺の整備がどうも納得いかなくてですね、国の仕事なので、何と云ってもしようがないと思うんですけども、今回この築堤を整備する上、または管理道路を整備する上で、その柏川の管渠も今できています。そこには管理道路がある、令和7年に施工されて、完成するようですけども、その柏川の出口というんですかね、それが何か全然整備されていなくて、ただのどぶ川みたいなヘドロがたまっていて、どこが河川なのか、柏川という名前がついている川なのかという不安がすごくあるんです。で、そこを国のほうに対してお願いしていただきたいのは、やっぱり楨川でもそうですけれども、しゅんせつ、あとは最上川のしゅんせつ、いろいろ流下能力を向上させるために、しゅんせつなどいろいろやっていただいておりますけれども、国の管轄というのであれば、その管理道路、管渠整備も終わっているとは思いますが、そういうところで柏川のそのしゅんせつをしていただいて、ちょっとでも整備していただけないかなと思います。その辺どういうアクションを起こしていくか分かりませんが、それをお願いしたいと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 柏川の最下流部の河川区域の中というのは、先ほども申したとおり国の管轄というか、管理上の河川になりますので、そちらのほうのご要望は国のほうにまずお伝えして、うちのほうも、町としましても、なるべくそれが流下能力が悪くなると柏川の上流のほうに内水氾濫ということが起こるといけないということで、強く要望してい

きたいと思っているところです。

○丹野貞子議長 「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） ありがとうございます。希望の持てる回答で、ありがとうございます。

やっぱりね、しゅんせつして流下能力を上げないと、そこは流れても、今度は今から排水ピット、国交省のところでもう承諾していただいて排水ピットとか、そういうものも造っていただくと、輪中堤にですね、柏川の下に、それがすごく大変助かって喜んでいるところなんです、そうすると出口と、やっぱりその柏川でたまった水を排水ポンプを使って上げるというのは大体分かります、やり方は。で、この令和5年で調査したという結果で、その結果がこういうことにも表れてきていると思うんですが、そのピットからくみ上げる、ポンプで排出するという作業は理解しているんですけども、そのほか、要は先ほど言ったその下流域の最上川に入るところのそのしゅんせつとか、その河川の整備とか、そこら辺も必要ではないかと。

あと、もう一つはその上流。要は楨川のように田んぼダムで、その水が上流から流れてこないようにと流下能力を極力抑えて、内水氾濫を防ごうとか、そういった調査の中での報告はなかったのでしょうか。その辺、1点お伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 お答えしたいと思います。

令和5年度の当時の基本調査に基づく報告であります。請負業者からは柏川の流れ、あるいは想定される降雨量などを想定した上で調査を進めていただいたところでありますが、例えばしゅんせつをした場合はどうか、田んぼダムを機能させた場合はどうかという部分においては、そこまでの細かい想定は

入っていなかったというふうに記憶しております。

○丹野貞子議長 「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） その排水ポンプらしき、その整備というか、やり方だけは報告を受けたということで、ほかのやつは何もしないというところと言葉はあれですけども、何も分析もされていなくて、調査もしなかったということもあってですね、令和2年7月の豪雨災害のときは、やっぱり柏川はちっちゃい堰なんですけれども、胸のあたり、私なんか多分かぶるぐらいの高さまで床上浸水した住宅もありました。これは建って1年ぐらいたった家だったんですけども、その家はもう母屋と道路挟んで2軒床上浸水、もうすごい状態ですね。まさかこの川がこんなに上がるとは誰も思っていないですね、で、令和4年の8月頃にも雨、線状降水帯があって雨が降ったときも、あのときもやっぱり毎回雨が降ると私も見に行くんですけども、すごく流れが速くてですね、かさが増して、そのとき消防団の方で土のうを上げて積んでいただいたりとか、ただ見ているだけで何もできなかったですね。そういったこともあって、上流域からの水の流れというものをもう1回再度見直し調査していただいて、前、三泉とか、その辺の基盤整備ですか、それを行ったときに、そういったことでこの流れはこうで大丈夫ですよとか、寺川に行っても大丈夫。あとは、水のほうから、ごんごん水流れてきますから、上流のほうから。それは今度、今、南側というと寺川に行くやつと、溝延八幡神社の中の境内の水路を通して、そこから今度北のほうに流れて、5区、6区、7区、8区と流れていくんです。そういった経路も踏まえて調査していただかないと、全部あそこの柏川に北半分というか、真ん中より上のほう、全部流れてくるんです、雨水も全部。

そうすると、あの堰ではどうしても対応はできない。ましてや溝延の8区にある南泉寺というお寺があるんですが、その北側、北側の昔、町の住宅と呼ばれていたところがあって、その辺の河川もあまり柏川に入っていけないものですから、そこがあっぷあっぷであふれてきて冠水する。ちょっとした雨ですよ。線状降水帯ちょこっと続けば、すぐあそこあふれるんです。また、8区の公民館の前とか、全部柏川に起因したところが要因で冠水が起きているということもあってですね、土地改良区の管理か分かりませんが、日和田の排水門、分水門、あそこら辺の管理も本当に雨降ったときにどうなっているのか、そこを私もまだ調査していないですけども、その辺も含めて、やっぱり上流のほうからやっぱり止めていただかないと、高いところからね、水は低いところに流れてきますので、そういったことを踏まえて、やっぱり調査して意見を言ったりとか、丁寧な分析と調査をしていただきたい。これは内水のたまったものをどうかするという方法はやっぱりこれでいいと思いますけれども、ただ、この排水ポンプ、自前の可搬式の排水ポンプですとか、国交省の排水ポンプ車、今度堤防整備になって安価に乗り入れやすくなると思うんですけども、そういったところを本当に未曾有の被害が出たときの迅速な対応もお願いしたいなと思います。で、田んぼダムということも、やっぱり上流域でのやっぱり水の流れというものを緩やかにして、被害を抑えるというのも本当にいい、効果的な方法だと思いますので、ぜひそういったことに目を向けてやっていただけたらと思います。

法定外水路と言われると、なかなか法定外道路とか、水路とかいろいろあるんですけども、なかなか私たち一般の方にはなかなかなじみのない。赤道とか、青道とか、中にそ

ういう話があってですね、法定外道路でもやっぱり整備するとき、砂利を敷くにしても、こちら辺の近所の人でお金を出し合ってやる。水路の場合もその地区地区の部落で、どぶ上げしたり、石上げ、砂利上げしたりやっていたという覚えがありますけれども、その辺はその辺で地区の方に任せてもらえればいいと思います。で、災害起きたときは必ず迅速な対応、行政の迅速な対応をお願いしたいと思います。

ここで1点お聞きしたいのが、その法定外水路ののり面、のり面なんです。個人の民地になっているのり面なんですけれども、その柏川の水があっふあっふになって、のり面が崩れてきてという部分がありました。7区地内です。で、そこはその住民の方がこれでは自分の土地、基礎、それもぺろっとむき出しになってくるような勢いで流れていたんで、そこを自分のお金でコンクリートして、しっかり補強していました。そういった旨の支援とかですね、もうそういった支援もあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、工事する前の多分依頼、申込みになると思うんですが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 法定外の道路または水路に関しては、受益者が何人か集まって、そういう舗装ですとか、そういう側溝を入れ直したりというような事業については、3割の補助というものが都市整備課でございますので、それはやっぱり施工前ということになりますので、そういうことをする場合は、ご相談していただきたいなと思っています。

○丹野貞子議長 「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） ありがとうございます。

私もちょっと知恵あったら、その方に初め

からお伝えしたかったんですけども、もうやった後で、やっぱりこれはやる前の申請だということをお聞きしたので、あえて今回聞かせていただいて、やっぱり記録に残していただきたいなということで、あえて申し上げました。

やっぱり、そのたかが柏川の排水堰なんですけれども、あれで住居が被災すると、もうここから出ていくという方もおられます。また、人口それで減です。そういったことも考えて、やっぱり人の命と財産を守るということは非常に大切なことで、いやいや法定外水路だからと言われるとかちんときますので、その辺も含めて、今回の答弁書にも連携してやるということを答弁されていますので、安心しているところです。

今回の築堤の整備に当たっては、柏川について国交省の方にも再三お願いしてピットとか、そういったものを造ってくださるということを確認いただいて、この今回の答弁にはありましたので、その辺は安心しているんですが、ただ、それが完成するまでもう気が抜けませんので、今回の大船渡の山火事ですとか、いろいろ線状降水帯で災害が発生していますので、その辺は迅速な対応をお願いしておきたいと思います。

で、柏川でいいますと、やっぱり昔私の家も床下浸水したこと、何回も一般質問させていただいて言っているんですが、どうしてもやっぱり被害に遭うとちょっと落ち込んで、ふさいでしまいます。今回の私の友人ですけれども、床上して、キッチンまで直す羽目になって、相当な持ち出しの金もあったと思います。その辺も含めて考えたら、やっぱり迅速な対応、やっぱりならないにこしたことはないんですけれども、その対応がやっぱり何か県河川、国河川だと、なかなか進んではいるんですけれども、法定外水路だから進んで

いかないということもないかもしれませんが、その辺も加味して、やっぱり行政のほうからも温かい手を差し伸べていただけたらなと思います。

それ本当に、私住人としても柏川の案件は本当に恒久対策、どういう恒久対策になるのか分かりませんが、その辺も深くお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で、4番東海林信弘議員の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時34分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

次に、7番木村章一議員の一般質問を行います。

「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 一般質問を行います。

早速、質問の1であります。河北町に総合病院を存続させるため、町財政からの費用負担も念頭に、運営母体への参加を検討すべきではないかということについてであります。

質問要旨1は、河北町に総合病院の存続を求める町民の声をしっかり受け止め、力を尽くさなければならぬのではないかと思います。いかがでしょうか。

質問要旨の2であります。運営母体に参加した場合、町財政からの費用負担はどの程度になるか。建設費負担と運営費負担の大まかな金額を想定し、河北町に総合病院を存続させるため、運営母体への参加を検討すべきではないでしょうか。

質問要旨の3であります。統合する病院について、患者重心の位置が寒河江市の三泉小学校付近であり、そのすぐ近くにある、現在の県立河北病院のところに建設するように求めるべきではないでしょうか。

以上、答弁を求めます。

次は、質問の2であります。子育て世帯の心に届く子育て支援として、思い切った学童保育の保護者負担を無償化する支援に取り組むべきではないでしょうか。

質問要旨の1であります。河北町の学童保育は特に谷地中部小の学区などで、学童の受入れ態勢がいまだに不十分であり、態勢整備を進めるべきではないでしょうか。

質問要旨の2であります。学童保育は子育て世代に必須の制度となっており、思い切った保護者負担を無償化する支援をすべきではないでしょうか。

答弁を求めます。

次は、質問の3であります。

昨年の3月議会、6月議会、9月議会、12月議会に続いて今回も学校統合問題について一般質問いたします。

小学校の統廃合と小中一貫校は、小さな学校、小さなクラスが教育先進諸国の向かっている方向であります。ですから、第1に教育的に利点が少ない、ないのではないかと。第2に地域振興にマイナスで、河北町全体の衰退につながるのではないかと。第3に町の財政にも大きな負担が発生する心配があり、小学校の統廃合と小中一貫校は大いに問題があります。

そこで、質問3であります。小学校の1校統合や、小中一貫校にすることは、全町民にとって町の将来を大きく変える課題であり、全町民アンケートで意見を聞くべきであります。

質問要旨の1は、小学校の1校統合や、小中一貫校にすることは、子供たちの教育的にも、地域振興と町のにぎわいづくりでも、町の財政運営からも問題が多いと考えられますので、町民の意見を聞くアンケートを実施すべきではないでしょうか。

質問要旨の2であります。2018年まで検討を続けた小学校の将来を考える会では、学校統合は地元で意見がまとまったときに進めるとしており、あり方検討委員会の直前のアンケートでは1校に統合する意見はたった11%だったことなどから、方向を大きく変えようとするなら、全町民アンケートを実施すべきであります。

質問要旨の3であります。あり方検討委員会などで、町内の各地域で意見を聞いたときや、さらにパブリックコメントでも、1校統合や小中一貫校は少数意見であります。町民の大多数の意見と異なる方向に方向を大きく変えようとする場合には、全町民アンケートで意見を聞くべきではないでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○丹野貞子議長 7番木村章一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 7番木村章一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、河北町に総合病院を存続させるため、町財政からの費用負担も念頭に、運営母体への参加を検討すべきではないか、この点について申し上げます。

1点目の河北町に総合病院の存続を求める町民の声をしっかり受け止め、力を尽くさなければならぬのではないかについて申し上げます。

河北病院は、本県最初の県立病院、スタート時点では県立谷地病院として発足した病院であります。昭和39年には山形県立河北病院と改称され、開院以来、これまで村山地域の二次医療機関として基幹的役割を担うとともに、西村山地域のみならず、北村山地域などの近隣地域も含め、地域医療、救急医療、災害医療、さらには感染症対策等の主要な機能を担ってきた、なくてはならない重要な総合

病院であります。長い歴史の中で、医師不足、外来休診問題、経営健全化に向けた様々な課題に直面しながらも、将来を見据えた地域医療のために、医師をはじめとする医療従事者ほか関係者のご尽力により病院運営がなされてきた経過があると認識しております。

令和元年9月に厚生労働省が公表した「再編統合の議論が必要な病院」として、県内では県立河北病院、寒河江市立病院を含む7病院が挙げられました。これを受けて、西村山地域医療提供体制の再構築に向けた検討・協議が重ねられてきた中で、県立河北病院と寒河江市立病院を統合して新病院を整備することが妥当であるとする結論に至り、これを踏まえ今年度、県と寒河江市における新病院整備基本構想の策定に向けた検討・協議が進められてきたところでございます。

本町の地域医療において、県立河北病院が極めて重要な役割を果たしてきた歴史的経過を背景として、これから中核的病院がどうなるのか、必要とする地域医療が確保されるのか、身近な病院で良い医療を受けられることは地域住民にとって切実な願いであります。昨年12月17日には、区長会が実施した「新病院の立地場所を現県立河北病院とする要望書名簿」、1万1,010名の署名簿が提出されたところでございます。

昨年12月26日に公表されました山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本構想(案)の内容につきましては、町民の皆様方に町長のメッセージとともに、ホームページや概要版の全戸配布でお知らせしたところでございます。また、1月21日には、地域医療と県立河北病院を考える会の皆様、区長会の役員、町議会議員の皆様のほか、一般傍聴の方を対象として、基本構想(案)概要説明及び意見交換会を開催いたしました。今後も、医療・介護・福祉関係者など現場の

意見、住民、利用者の声を丁寧に把握し、反映することにより、納得と共感が得られる新病院となるよう、2月17日は西村山地域に整備する新病院に関して、町長・議長の連名で知事へ要望させていただいたところであります。

協議会では、1月から3月にかけて関係者との意見交換会を行い、基本構想（案）のパブリックコメントも行われたとお聞きしておりますが、寄せられた意見等がしっかり反映された基本構想の策定を期待するとともに、町としても、持続可能な医療提供体制の構築に向けて、引き続き利用者の視点に立った意見を率直に申し上げてまいりたいと考えております。

2点目の町財政からの費用負担はどの程度になるか、建設費負担と運営費負担の大まかな金額を想定し、河北町に総合病院を存続させるため、運営母体への参加を検討すべきではないか、この点について申し上げます。

まず、建設費の負担額でございますが、現時点での機械的な試算額として、県から示されております。新病院の病床数、幅がありますが、中間値である148床と仮定した場合、延床面積を約1万2,580平方メートル、敷地面積を約2万7,000平方メートルと想定し、病院整備に係る費用については用地取得費が9億3,000万円、建設工事費が94億4,000万円、設計費・工事管理費が4億8,000万円、医療機器・システム費が11億9,000万円、什器備品費が1億5,000万円、移転費6,000万円、合わせた整備事業費の概算費用、全体で約123億円という数字が提示されております。

病院整備に係る繰出金（イニシャルコスト相当分）になりますが、これは年当たり4.8億円となる見込みであります。4億8,000万円となる見込みであります。これから交付税の総額2億4,000万円を差し引きますと、実負担

総額は構成団体全体という数字になりますけれども、年間2億4,000万円となる見込みでございます。さらに、病院経営に係る繰出金（ランニングコスト相当分）になりますけれども、現在の2つの県立河北病院と寒河江市立病院、この対する県と寒河江市の繰出金の状況等を踏まえ、年間で約、これも幅ございますが、14億4,000万円から17億2,000万円の負担額と試算し、これからランニング相当分の交付税総額1億5,000万円を引いた実質負担総額、これはいずれも年間のものであります、毎年ということであります、構成団体全体で年間約12億9,000万円から15億7,000万円と試算されております。

新病院の整備費用、そして運営費用、イニシャル、ランニング合わせた実質負担総額は、構成団体全体で年間約15億3,000万円から18億1,000万円となる試算でございます。構成団体の負担割合は、構成団体で協議し負担することとなります。現時点では、示されているものはございません。将来にわたって毎年15億3,000万円から18億1,000万円という多額の財政負担を伴うものであり、参画する場合の町の財政負担等について十分見据えながら検討する必要がございます。したがって、この点、慎重かつ熟慮の上、参画の是非を見極めてまいりたいと考えております。

なお、県に対する要望の中で、運営母体への参画の意思決定に必要な判断材料を分かりやすく提示するよう求めているところでもございます。

3点目、統合する病院について、患者重心の位置が寒河江市の三泉小学校付近であり、すぐ近くにある、現在の県立各病院のところに建設するように求めるべきではないかについて申し上げます。

新病院の適切な立地場所を検討するための参考の一つとして、昨年度のワーキンググル

ープ最終報告書において、管内1市4町の人口重心と現2病院の入院患者のうち、西村山地域在住者の患者重心を検証した結果、いずれの重心地点も寒河江市内にありましたが、県立河北病院の入院患者には、北村山地域の在住者も一定数含まれることに留意して検討することが必要とのワーキンググループのメンバーの意見が付されたことにより、東南村山・北村山地域、西村山地域に限らずということですが、在住者を加え、村山地域在住者全体の患者重心が再検証されました。その結果として、今回示された基本構想（案）において、寒河江市の三泉が示されております。いずれにしても、人口重心や患者重心だけで直ちに立地場所とするものではなく、立地場所の検討に当たっては、7つの視点から成る立地条件に照らしながら、段階的なプロセスを経て総合的に評価し、評価の高い候補地を絞り込んでいくと基本構想（案）には示されております。

本町といたしましては、2月17日の県知事への要望の中で、現河北病院の敷地は南側に隣接する町有地、これも含めて新病院の立地条件に照らしても有力な建設候補地となること、建設候補地の絞り込み、建設予定地の決定に当たっては、検討の各段階において、利用者の視点に立った十分な検討を行うとともに、検討結果のみならず、選定経過など説明を尽くすよう要望いたしております。令和7年度には、7つの視点に基づいて、評価基準というものを改めて設定した上で、建設予定地、最終的には1か所が決定される予定となっておりますが、今後7つの候補地から1か所に絞り込みを行う時点まで、可能な限り丁寧な説明を求め、納得と共感が得られる病院の整備に向けて、町としても対応してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援として、学童保育の保護

者負担を無償化する支援に取り組むべきではないかについて申し上げます。

1点目の本町の学童保育は受入れ態勢が不十分であり、態勢整備を進めるべきではないかについて申し上げます。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき実施しているものでございます。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであります。

その実施主体は市町村となっておりますが、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものであります。町では、谷地中部小学校区にあるちびっこ放課後学童クラブ、南部小学校区にあるさくらクラブ、溝延小学校区にある溝延さくらクラブ、西里小学校区にあるちびっこ放課後西里学童クラブの4つの放課後学童クラブに運営を委託し、放課後児童健全育成事業を行っております。

本町における放課後児童クラブの登録者数でございますが、令和6年1月1日現在では228人、町全体の児童数の29.2%、令和7年1月1日現在の登録者数では252人で、町全体の児童数の32.8%となっており、ニーズは増加している状況でございます。4つの放課後児童クラブでは面積要件や安全管理上、利用の定員を設けており、おおむね定員程度もしくは若干定員を上回っての受入れを行っている状況でございます。今後の登録者数を推計いたしますと、登録率は増加傾向にございますが、出生数が減少していることにより、令和7年度をピークに登録者数は減少が予想される状況にあります。

このような中で、放課後児童クラブが直面している現状を踏まえ、今年度からの新しい

取組として、谷地中部小学校のミーティングルームと体育館を放課後の時間にお借りして、放課後児童クラブとして利用する形態を取らせていただいております。今後も申込者の状況を踏まえながら、放課後児童クラブの利用を必要としている人が利用できないようなことがないように、対応してまいります。

2点目の学童保育は子育て世代に必須の制度となっており、保護者負担を無償化する支援をすべきではないかについて申し上げます。

保護者の支援につきましては、町では現在、放課後児童クラブ利用料補助事業といたしまして、低所得世帯及び多子世帯に対する利用料の補助を行っております。対象となるのは要保護・準要保護世帯及び所得の制限はございますが、2人以上利用している世帯が対象となっております。なお、国においては、放課後児童クラブの運営費用について、利用する保護者が全体の2分の1、つまり5割を負担するよう求めることを基本的な考え方としております。

本町における保護者負担の現状でございますが、保護者からの負担金は月額、クラブにより異なりますが、月額1万1,000円から1万3,000円でございます。令和7年度当初予算案のベースで申し上げますと、運営費全体の4分の1程度が保護者負担となっております。

放課後や学校休業日の生活は、子供の成長・発達に欠かせない大切な時間であり、子供たちが豊かな時間を過ごせるよう、また、放課後児童クラブの存在は働く保護者にとりまして大きな安心と支えにつながるものと認識しておりますが、子育て支援全体の中で優先すべき施策を十分検討していく必要があると考えております。

次に、小学校の1校統合や小中一貫校とすることについて、全町民を対象としたアンケートで意見を聞くべきではないかについてお

答えいたします。

1点目の小学校の1校統合や小中一貫校とすることは、子供たちの教育的にも、地域振興と町のにぎわいづくりでも、町の財政運営からも問題が多いと考えられるので、町民の意見を聞くアンケートを実施すべきではないかについて申し上げます。

今後想定される児童数の急激な減少に伴う子供の学びの環境の変化は、とても大きいものがあると受け止めております。教育委員会による河北町立小学校の整備に向けた基本方針では、小学校の発達段階において、一定規模の集団の中で多くの仲間と関わり、多様な考え方に触れることは、社会性を育む上でとても大切な経験であり、互いに切磋琢磨できる教育環境は、自分や他者のよさに気づく機会になること、子供同士の実体験を通じたつながりを多くの仲間と過ごさせたいとの考えが示されていたと理解しております。

地域振興への影響につきましては、地域に根差した伝統文化は、児童数の減少や担い手不足などにより、伝統を継承する取組が縮小している現状があるようです。こうした状況において、どの地区に住んでいる子供たちでも、幅広く地区の行事に触れることができる教育課程を編成していくことで、地域の方との実体験を通じた交流をしていくことは重要なことであると考えております。また、学校運営に地域の声を積極的に生かし、河北らしい特色ある学校づくりを進めていくことも重要であると考えております。地域振興と小学校の存在についての関係性は認識いたしておりますが、小学校の在り方については、子供たちにとっての学びの環境を整えること、これを第一義に考えるべきと、重要な課題と捉えており、その上で地域振興についても重要な課題として検討していくべきものと認識しております。

財政面でございますが、小学校及び中学校整備、それぞれの補助制度において、小学校の統合については、整備費の2分の1が補助対象となり、中学校の改築等の整備については、建物の老朽化などに伴う、そういった点に着目した補助制度となっております。施設一体型の小中一貫校となる校舎の整備につきましては、本町の小中学校の実情に即して、補助対象の可能性や有利な起債活用も含め精査していく必要があると考えております。統合することにより学校運営に係る経費も少なくなることから、歳入歳出両面からの検証が必要であると考えております。設置形態や設置場所、建設費、補助金、維持費等については、1月に設置されました学校整備委員会においても検討されるものと承知しており、様々な観点から具体的な検討を加えながら対応していく必要があると考えております。

2点目の2018年まで検討を続けた小学校の将来を考える会では、学校統合は地元での意見がまとまったときに進めるとしており、直前のアンケートでは1校に統合する意見は11%だったことから、方向を大きく変えようとするなら、全町民アンケートを実施すべきではないかについて申し上げます。

平成29年度に開催いたしました小学校の将来を考える会において、教育委員会の役割として、地元の方からの統合に対しての要望・意見をいただくまでは、小規模であることのメリットを生かし、児童の教育を行うこと、適正規模・適正配置について、町民への周知を図ることが挙げられております。その後、令和4年に小学校のあり方検討委員会を立ち上げたことで、町民の皆様にも改めて周知できるきっかけにもなると捉えております。地域の理解が必要であることは十分承知しておりますが、子供の学びの環境を考えたとき、平成29年度の出生数は120人でありました。

令和5年度は、60人を切るまでに減少しております。この急激な少子化の状況を踏まえれば、小学校の在り方を改めて検討することは避けて通れない状況に直面していると考えます。

また、令和4年の町民アンケート調査では「統合は必要である」が約7割の回答でしたが、統合の校数について、学校数につきましては意見が分かれておりました。1校から4校を選んだ理由でございますが、それぞれの理由ですが、「地域性を考慮した統合」、「クラス替えができる学年規模」、「複式の解消」、「多様性を高める指導」など、どの学校数を選択したとしても、共通する理由が挙げられておりました。当初は、検討委員会委員の中でも統合に慎重な意見や段階的な統合などの意見があったと承知しておりますが、その点を踏まえ、これからの社会を生きる子供の目指す姿を共有し、どのような教育環境を整えていくべきかを柱に据え、メリットやデメリットなどを話し合われたとのことでございます。

これらの議論を経て、最終的には1校に統合することが最適であるという考え方になり、子供たちにとって最適な学びの環境を構築するため、できるだけ早い統合に向けて取り組むよう求める答申になったと承知しております。あわせて、校舎を新設し、中学校との一貫した教育活動を展開できるようにすることをはじめとする、学びの環境を整えることや、特色ある教育、教育課題に対する対応について示されたと認識しております。

3点目のあり方検討会などで各地域で意見を聞いたときや、パブリックコメントでも、1校統合や小中一貫校は少数意見であり、方向を大きく変えようとする場合には、全町民アンケートで意見を聞くべきではないかについて申し上げます。

教育委員会では、基本方針、まず素案を教育委員会会議、総合教育会議、町議会に報告し、広報かほく、町のホームページにより町民に広く周知を行うとともに、さらに基本方針の素案について、各地区での説明会、幼稚園、認定こども園での説明会、ウェブでのアンケートを行い、その過程でいただいたご意見を反映した基本方針（案）として策定し、パブリックコメントを行った上で、昨年10月に基本方針が策定されました。

町民アンケートにつきましては、あり方検討委員会の中で当事者の保護者から意見を聞くことが最も重要ではないかとの意見をいただき、素案の段階で町内幼稚園、認定こども園を回り、令和13年度に小学校に入学する保護者を中心に基本方針（素案）の説明会を行ったものと承知しております。あわせて、保護者のアンケートも行い、123名からいただいた回答では、基本方針の素案について、賛成が46%、どちらかといえば賛成が50%とのご意見をいただきました。アンケートの回答につきましては、統合にはおおむね賛成をいただいているものの、学校生活に対する不安を持たれている方もいらっしゃる認識しており、学校整備委員会や今後設置を予定している開校準備委員会、仮称でございますが、において、新たな校舎での学校生活への不安を取り除くことができるよう、丁寧に整理検討していく必要があると考えております。

教育委員会では、学校整備委員会で話し合われた内容につきましても、教育委員会会議でご報告し、さらに議会にも提示をし、ご意見をいただきながら、整備委員会にフィードバックさせ、来年度にかけて基本構想・基本計画をよりよい形で策定していくものと認識しております。町民の皆様には、ホームページや広報等での議論の内容などを周知させていただくとともに、地区説明会を行い、その

後、パブリックコメントで最終的なご意見をいただくことになると存じます。

いずれにいたしましても、保護者や地域の方々、学校関係者の皆様のご理解とご協力の下、何よりこれからの河北町を担う子供たちにとっての最適な教育環境を構築すべく、令和13年の開校を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 再質問いたします。

統合病院を河北町に設置してもらおうというふうにするためのことについてでありますけれども、3月7日の同僚議員の答弁でもありましたけれども、町の運営母体に参加した場合の河北町の負担額としてですね、一定の数字を町長の個人的な算定だというようなことでお示しいただきました。その中では県が半分、それから寒河江と河北が1対2と、2対1ですかね、というようなことでありましたが、人口比で見ると2.4対1ぐらいになる、少し細かいですけどもね。そういったこともありますが、その建設費については河北町が運営母体に参加した場合には毎年3,500万円ぐらい、これはずっと続くと思いますが、そういった負担が発生すると。さらに運営母体でのその一般会計からの繰り出し分ということについては、この基本になる部分の数字がですね、最悪、現状で最近はこんなふうな持ち出しをしているということの数字で150床ぐらいに絞って、赤字の出ないような体制を組んだというふうにした場合には、まずスタートから十数年とか、二十年とかは、そういった持ち出しがほとんどない、そういったことも想定されるのではないかと。運営母体のそのランニングコスト分への持ち出しは、そう

いったこともあり得るのではないかというふうにも思われるんですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 基本的に公立病院の場合、赤字が出ていない病院という例は、私は全国的な統計は分かりませんが、公的な病院について身近な範囲で承知しているところではございません。一定程度の一般会計から持ち出すべき繰出金、それを補ってやっていると。で、現実の河北病院あるいは寒河江市立病院、他の病院も同じです。恐らく今データを持っておりませんが、県内の公立病院では一定程度の繰り出し基準以外の負担もしている、これが実態かと思えます。したがって、議員のご質問の趣旨、赤字が出ない病院であるときの負担がどれくらいになるかというものは、私の口からは、私の頭の中には申し上げられるものではないと思えます。

今、ご質問、そういった観点からのご質問があったということは踏まえて、その辺の説明もしっかり県のほうにもつないで、先ほど私申し上げましたように、より客観的で判断するに必要かつ十分な、たればの想定ではなくて、そこに対するいろんな疑問、考え、こういった観点からはどうなのかというものについては、これからの検討の中でも県のほうに伝え、その辺も説明していただけるように伝えていきたいというふうに思います。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 最近のですね、県立病院などのその運営状況という資料が、指標がありまして、それを見ると、例えば、できたばかりの新庄病院などは令和4年とか、令和3年あたりは黒字だという決算の数字が出ています。それから、県立中央病院なんかは非常に大きな額の黒字を計上しているという数字が出ていますが、あの数字とその一般会

計からの繰り出しというのはどういうふうな関連というふうにご覧になっているのか、お聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ただいまの木村議員のその中央病院が黒字だとか、新庄病院が開院後は黒字だとか、その黒字というのはどういうことなのか、よく吟味する必要があると思えます。私の認識では直近の数字でいえば、例えば、中央病院について、新庄病院はちょっと頭に残っていないですけれども、コロナ前の状況から、コロナで当然患者は受診控えも含め、減ったわけですから、コロナが終わって、コロナの間は国からのしかるべき財政支援措置がありました。そういったことでつないできたわけですから、コロナ後まだ、そういった補助金は当然なくなったわけですから、患者が十分には戻ってきていないという中で、県立病院全体で、中央病院も含めて相当部分が赤字で、その金額は膨らんでいるという認識でございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） そういった議論にならないようにと思って、あらかじめちょっと調べてみたんですが、表に出てくる数字としてですね、黒字か、赤字かと、県立河北病院はうんと赤字だみたいな議論のための数字だったと思うんですが、に参考になる数字だと思うんですが、県立中央病院はずっと大幅な黒字というふうな、新庄病院も黒字というペースが続いているというようなことで、新しくできる病院は150床ぐらいに、ずっと規模を小さくして、そのそういった持ち出しがないような体制をつくるという点では、その参考にすべき、先ほど町長が運営費としてこれだけという算定の基礎にした数字というのはぐっと縮小するのではないかと。そういったことはたればというんじゃなくて、当然そういう

ことを想定すべき数字ではないかなというふうにも思うんですが、いかがですか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ぜひ議員のお持ちの資料というものを具体的に見せていただいて、その上でこの辺はどうなんだと詰めていきたいと思えます。ざっくり言った黒字とか、赤字とか、いろいろ繰り出し基準とか、あるいはその実際にいわゆる繰り出し基準以外で、なおかつ赤字が大きく膨らんでいるというのが今の公立病院の実態です。それは、県内の公立病院に限らない事例だと思っております。具体的に数値を、この数値なんだということを具体的にお示しいただいて、それをベースに県のほうにも確認しながら、議論を詰めさせていただければというふうに思います。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 私が議論したい数字はですね、運営母体に入ったときに繰り出すことになるかもしれない基本の数字という点で、県立河北病院と寒河江市立病院の数年のその繰り出し額を足したことを基本にするというよりは、新しくスタートするというので、そういう赤字体質から著しく黒字に近いような体質に変えるというふうな計画を立てているのであろうから、その数字はその判断する基準にすべきではないのではないか。町長が合計で個人的な考えだと言われながら、3月7日に年間河北町で3億円ぐらい繰り出さなきゃいけないんじゃないか、建設費も加えてということでしたが、たしか建設費負担分は3,500万円ぐらいですが、運営費としてはずっと縮小する数字になるのではないか。そこのところを見極めて、それで、そういうことであれば、河北病院のところには病院が来るのであれば、運営母体に参加できるというような判断の基礎の数字にするべきではないかなというふうに思うんです。ここのところ、前

に去年の6月議会でも議論しましたが、その数字が出てこないということでしたが、今回、その基本構想（案）の中で数字が出てきて、それを基にもう判断していったら、運営母体によっては参加するぞというような、そういった判断をすべき数字が、もうその数字で判断をしていくべきではないのではないか、その数字はもっと小さくなるのではないかということをお願いしたいんですが、町長いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 参加する場合の負担というか、むしろその前提となる、どれだけ構成団体全体で負担が必要な病院になるのか、イニシャルコスト、ランニングコスト含めて。しかも、交付税措置等、財政負担から控除される部分があれば、それを除いた分としての実負担総額、やっぱりそういったことを具体的なものとしてもらわないことには、詰めた議論はできません。

私としては責任持って今お話しできるのは、県から現時点で説明を受けている内容です。それを前提として、答弁を申し上げております。ただ、前提として置いているものは、あくまでも機械的な試算、建設費については幅がある、まだ病床数も確定していません。したがって、交付税措置等がどうなるかも含めて、まだ、今回の構想ではまだ確定しておりません。したがって、病床数については幅がある病床数なのか、仮に中間地点である148をベースに置いた場合ということで試算が出されているわけです。それを前提として、私としては提示を受けている中での、現時点では答弁ということできさせていただいております。

経営頑張れば、極力もっと赤字幅なんて少なくできるんだろう、今の河北病院に繰り出しているお金と、寒河江市立病院に繰り出し

ているお金、それよりも小さくできるのではないか、それは目指すべきところだと思います。

ただ、そういう中で、現実的な財政負担も含めて、これから今度は基本計画というものをつくっていくんだと、立地場所も含めてというこれからの段取りになるわけですから、先ほど申し上げましたように、県に対する要望でもっとさらに、議員のおっしゃる意味で言えば、別な前提を置いた試算もあるのではないかということかと思えます。その辺の考え方も含めて、我々としては要望にもありますように、より具体的に、しかも参画するために、いずれにしても大きな財政負担を伴いますから。毎年です、将来にも関わることですけれども、財政負担にも関わってくるものであります。重要なことですので、そこはしっかりより詰めた形での議論ができるよう、そして、その上で財政負担というものを十分見極めた上で、参画の是非というものを考えていかなければならないわけですから。それについては当然、県といたしますか、基本構想の最終案、最終確定、そして基本計画を来年度策定する事務局のほうにも、これからのコミュニケーションの中でもしっかり言っていきたいというふうに思っています。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 運営母体に河北町が参加する、県立河北病院のところに統合病院を引っ張ってくるということが前提ですけれども、そういうふうにするかどうか、その議論を進めるかどうかというために、その実態として河北町のその負担がどれだけのものになっていくかというのは、もう河北町今まで出てきた数字、あと足りない数字であれば、いろいろととにかく調査もして、その中で河北町が一定の見極めをつけて、町長が見極めを

つけて、毎年3億円なのか、2億円なのか、1億円ぐらいなのかというめどをつけてですね、それで、だったら運営母体に参加することも前提の話をしようというような判断をしていかなきゃいけない。もう、すぐ判断をしなければいけない時期が来ているのではないかと。そのための数字をどこにどう見極めていくかという点で、町長の3億円とおっしゃったのは少し過大ではないのかと、もっと少なく見られるのではないかとという議論をさせていただいております。ぜひそここのところは納得のいく、判断すべき基の数字としての一定の見極めは、もう河北町行政として、まずはしてみるべきなんじゃないかなと。県の事務局のほうに早く数字を出せという段階では、もう早いのではないかと。出された数字からもうこうだと、ここを見極めようというふうにするべき時期なのではないかというふうに思っています。

町長このところを、もう町長ご自身がこのぐらいの見極めをして、運営母体に参加するかどうか、河北町にそれも条件に入れて、河北病院に来いと、持ってこいというような判断をしていくべきなんじゃないか。町長にお伺いします。その具体的な数字、どこにどう動かすよりは、そういうふうな数字を見極めて、町長がもう早い段階に判断をしていかなきゃいけないと私は思うんですが、町長、そのようにお考えかどうか、お聞きしておきたい。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 この点については私はこの前、念を押しますけれども、皆さんと一緒にこのことは考えていかなきゃならない。大きな問題だと思いますので、あえて試験的な、試験的なというよりは、無責任なことは言えませんので、私のこれまでの行政経験からという肌感覚の数値という前提を置いて、数値が独

り歩きしないようにということで申し上げました。もう1回、ここで念を押しておきたいというふうに思います。

その上で町として、一つはこれからの基本計画の中で、議員のご質問の中には、河北町内に病院ができることを前提として参画という言葉があります。気持ちとしては、そういうふうに思っていられる町民の方々は多いと思います。それが町民の望んでいることだと思います。

ただ、今後の在り方として、参画の是非を問う場面と、あと立地条件、これは最初、今、7つありますけれども、それを複数程度、数はまだ出されていません、これから検討ですから。一定程度、複数案に絞っていくんだと、7つを幾つかに絞っていくんだと。で、最終的に1つに決定するんだと。このスケジュール感の中で、現河北病院に新しい病院ができてほしい。何とか、それも今の患者動向からして、あるいは、今、現に県の敷地として、あるいは町の町有地もプラスアルファもして、規模的には十分、財政負担も軽減するだろうから、やっぱりそういった中で河北病院の敷地ということが前提にあって、考えていらっしゃる方も多くいますし、私もその考えは十分理解できます。ただ、その立地条件の絞る過程、最終的に1つに決定する過程と、参加の是非、そういう関係の中で、これから見極めていくべきことだと思います。

財政負担ということを考えれば、しっかりそこは参加を表明するというはその財政負担をするということで、その後の議論に入っていくということですから、そこについての額については、いろんな数値として前提の置き方によっては変わるということは当然あるわけですが、そこについては十分、必要かつ十分なという中で先ほど繰り返になりますけれども、ご議論は県当局にも話を

して、将来に向けた十分な政策的な判断になりますので、そこはしっかりこれから検討していく必要があると。

町単独で、どういう前提で参画……、これ以上ちょっと申し上げられないです。今時点として申し上げるのは、以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 少しざっくりした言い方をしますと、寒河江市が河北町に県立病院がずっとあって、立派な役割を果たしてきたのにもかかわらず、河北町に相談もなく、河北病院と寒河江市立病院が統合をすることを寒河江市に持っていくことを前提のような話をずっと進めてきたというふうなことがあるわけですから、河北町は河北町でそういうことならば、そういうふうに河北町に来るなら運営母体に参加するというような、置賜公立病院ができるときの長井市もですね、自分のところに来るなら、その運営母体に参加するよというようなことを言ったそうですが、そういったこともあり得るのではないかと。ぜひそこはよく見極めをして、これだけの負担だったら参加できるというところをですね、しっかり判断をしていくべきではないかと。それも早急にすべきではないかということをお申し上げます。

次に、時間がなくなりましたので、子育て支援として学童保育園の保護者負担、議論にもありましたように、河北町の子育て支援は非常に頑張っておられるという状況ありますが、それに加えて、全国でもあんまりまだ事例はないんです。ですが、学童保育のその保護者負担の額を無償にするというのはあんまり、一、二か所事例ありますけれども、無償化するというようなところまで思い切って突っ込むと、突っ込むというか、やるというふうにすると、大いに子育て世代の心を動かす子育て支援になるのではないかとということで

あります。

このことについて、町長もう一度答弁を求めます。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 学童クラブについての保護者負担、これを軽減すべきではないかということ、これも重要な子育て政策の中の1つの施策ではあると思います。

ただ、現実を今、河北町置かれているものを見たとき、かほく応援給付金とか、学校給食の無償化であるとか、あるいは高校生までの医療費の無料化であるとか、国県に先んじて進めてきたものがあります。今、大体、他のトップを切っていた、トップを走っていた自治体にほぼ追いつき、あるいは追い越しつつあるなという自負はあると申し上げましたのは、金曜日の答弁でも申し上げたとおりです。

で、今考えたときに、ゼロ歳から2歳児の保育料、これがまだまだ負担が大きいです。3歳からは保育園、認定こども園に、幼稚園にも随分経済的には助かる状況になってきた。ただ、ゼロ歳から2歳児、ここも以前と比べて、やっぱりゼロ歳から2歳児できれば親元で育てたいという比率は少なくなって、ゼロ歳から2歳児の要望は非常に大きいです。それで、来年度に向けてもゼロ歳から2歳児の、その所得制限によってその支援がありますけれども、国県の基準よりも一歩前に先んじて、来年度の予算にも盛り込ませていただいています。

あと、学童保育について見れば、やっぱり今の状況を考えた場合、まず、受入れ態勢をしっかりとやっていく、工夫していく。中長期的には、生徒が減っていくと。やっぱりそこに対していかにしっかりと受入れをできる態勢をつくっていくかというのは、まず今の状況かなというふうに思います。

○丹野貞子議長 「はい。7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) ここにですね、学校統合についてのアンケートですが、平成の大合併を河北町で検討するときに、全町民アンケートをして、それで、半分が合併で、半分がどこと合併、東根と寒河江との合併ということでしたということもありまして、その町の大きな方向にするには全町民アンケートも有効なことだと思いますので、申し上げておきます。

以上、終わります。

○丹野貞子議長 以上で、7番木村章一議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩します。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時35分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、令和7年度当初予算に関する議案について先議します。

最初に、議第18号河北町課制条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 それでは、議第18号河北町課制条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、防災危機管理課の分掌事務を見直し、犯罪被害者等支援に係る施策を実施するため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

第2条におきまして、防災危機管理課の分掌事務に犯罪被害者等支援を追加するものであります。

なお、本条例の附則として、施行日を令和7年4月1日からとするものです。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

ごめんなさい。失礼しました。

賛成多数であります。

(電子システム機器の確認)

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時55分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

ここで議長から申し上げます。

電子システム機器の不具合が生じたので、採決方法を起立表決に変更いたします。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第18号河北町課制条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

議長から申し上げます。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後1時00分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 次に、議第17号河北町犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 ご説明を申し上げます。

議第17号河北町犯罪被害者等支援条例の設定についてご説明を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、条例を制定する必要があるため提案するものであります。

第1条は、条例の目的について定めるものであります。

第2条は、この条例における用語を定義するものであります。

第3条は、3つの基本理念について定めるものであります。

第4条から第6条までは、町、町民等及び事業者の責務について定めるものであります。

第7条から第11条までは、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項について定めるものであります。

第12条は、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めるとしたものであります。

なお、この条例の施行日は令和7年4月1日としております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(5番の通告あり)

確認します。5番石垣光洋議員ですね。

それでは、「5番石垣光洋議員」

○5番(石垣光洋議員) 17号河北町犯罪者等支援条例の設定について伺います。

第3条で犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、適切に行わなければならないとあります。町が適切に行わなければならないということですが、行政が適切に行う、想定される権利が尊重されることはどのようなものなのか伺います。

3条で先ほど基本理念とありましたけれども、必要な支援が途切れることなく行われるとともにとあるが、どのような支援を考えているのか伺います。

第5条、町民等の責務、町民等は協力するよう努めなければならないとあります。努力目標と受け取れますけれども、町民への啓発について伺います。

第10条、町は民間支援団体に対しとありますけれども、個人情報の取扱いについては十分注意する必要がありますけれども、想定する民間支援団体について伺います。

以上、お願いします。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 まず、第3条の基本理念に関するお尋ねでございます。

参考までに、基本理念につきましては、条例案を作成するに当たり、国の法律に準じて作成したというところではございますが、今回ここで申し上げます権利というのは個別具体的に〇〇権、〇〇権というものではなく、私どもが考えておりますのは、人が人として幸福に暮らせる権利全てというふうに考えているところであります。現状として、本来何の落ち度もなく、ある日突然犯罪被害者になられる方がおられるというのが現状か

と思いますけれども、そういった方々が暮らしづらい世の中というふうにならないように、その権利保護を図ってまいるという意味に捉えていただければと思います。

同じ第3条第3項の途切れることのない支援ということでのお尋ねでございました。

今回、今後、令和7年度の一般会計予算のほう、質疑この定例会の中でしていただけたらと思うんですが、その中に町として新たな施策、犯罪被害者等の見舞金ということで新たな制度を導入させていただきたいと考えております。4月1日スタートで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そのほかにも、犯罪被害者という特化した制度ではないかもしれませんが、いわゆる生活困窮者という部分で申し上げますと、福祉部門であったり、税の部門であったり、それぞれの支援策ありますので、そういったものも連動、連携して対応してまいりたいと思います。

ほかにも犯罪被害者を守るため、支援するための施策があれば、やれることは全てやるということでございます。

4つ目に、町民等の責務、啓発についてどのように考えているかというご質問だったかと思いますが、当然、準備整いましたら広報などでお伝えすることは当然のこととして考えております。あと、全国的なキャンペーンとして、11月25日から12月1日までの1週間を犯罪被害者週間というふうに毎年位置づけて、国においてキャンペーンを組んでおりますので、そういった機会と合わせて、町としても広報に努めるというのも1つの手だてかなというふうに考えているところです。

あと、もともと防災危機管理課が担当となって、地域安全連絡協議会という組織がございます。町内でその安全安心な暮らしの部分でいろいろご協力いただいている団体に集ま

っていただくんですが、今月も今後25日だったと思うんですが、その集まりがありますので、条例議決いただきましたら、こういう条例ができたんだということを、そういう会議の場でも宣伝してまいりたいと、PRしてまいりたいというふうに思うところでありまして。

あとは、失礼しました。第10条の民間支援団体に対する支援ということではありますが、現在想定しております民間支援団体につきましては、山形市の十日町にあります県保健福祉センター内に公益社団法人やまがた被害者支援センターという団体組織がございます。こちらを想定しての条文でございます。

以上です。

○丹野貞子議長 「5番石垣光洋議員」

○5番（石垣光洋議員） 終わります。

○丹野貞子議長 以上で、5番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第17号河北町犯罪被害者等支援条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 それでは、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定につ

いてご説明申し上げます。

この条例は、山形県人事委員会勧告及び山形県の対応などを踏まえ、職員の給料表及び手当の改正を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものです。

初めに、第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

表中、第12条は、扶養手当の対象から配偶者を削除し、子に係る手当を増額するほか、扶養手当の変更に係る手続を規則に定めることとする規定を設定するとともに、号ずれや文言の整理を行うものです。

第13条は、扶養手当の変更に係る手続を規則に定めることに伴い、削除するものであります。

第13条の2は、第13条の削除に伴い、条を繰り上げるものです。

第14条は、住居手当に係る文言整理を行うものです。

第15条は、通勤手当の支給について、新幹線等による通勤を常に行う職員の利用料金を支給する対象とするほか、採用時からの支給を可能とするとともに、通勤手当の支給上限額を15万円へ改正するものです。

また、条ずれの整理を行うものです。

第15条の2は、単身赴任手当の支給について、通勤手当と同様に採用時から支給を可能とする改正を行うものであります。

第24条の2は、管理職員特別勤務手当の支給について、平日深夜の勤務の場合に支給できる時間帯を午後10時から午前5時へと拡大するとともに、文言の整理を行うものであります。

第28条の2は、定年前再任用短時間勤務職員に支給しない手当のうちから、扶養手当及び寒冷地手当を除き、扶養手当及び寒冷地手当を支給する改正を行うものであります。

別表第1は、職員の給料表について、3級

から6級の初号の付近の号給を削除し、これらの級の給料月額を引き上げるものです。

続きまして、第2条は、河北町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

表中、第4条は、扶養手当の対象から配偶者を削除し、号ずれを整理するものであります。

第18条の2は、定年前再任用短時間勤務職員に支給しない手当のうちから、扶養手当及び寒冷地手当を除き、扶養手当及び寒冷地手当を支給する改正を行うものであります。

続きまして、第3条は、河北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正するものであります。

表中、第6条は、扶養手当の対象から配偶者を削除し、号ずれを整理するものであります。

第18条の2は、定年前再任用短時間勤務職員に支給しない手当のうちから、扶養手当及び寒冷地手当を除き、扶養手当及び寒冷地手当を支給することとする改正を行うものであります。

続きまして、第4条は、河北町職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を一部改正するものであります。

表中、附則第3条は、暫定再任用職員の経過措置について、地方公務員法の改正に伴う条ずれの整理を行うものであります。

附則第6条は、暫定再任用職員の経過措置について、地方公務員法の改正に伴う条ずれの整理を行うとともに、暫定再任用職員に支給しない手当のうちから、扶養手当及び寒冷地手当を除き、扶養手当及び寒冷地手当を支給することとする改正を行うものであります。

附則第7条は、技能労務職員の暫定再任用の経過措置について、地方公務員法の改正に伴う条ずれの整理を行うものであります。

附則第8条は、企業職員における暫定再任用職員に支給しない手当のうちから、扶養手当及び寒冷地手当を除き、扶養手当及び寒冷地手当を支給することとする改正を行うものであります。

本条例の附則として、第1項では施行日を令和7年4月1日からとするものであります。

第2項は、第1条の別表第1に定める職員の給料表の取扱いとして、改正日前日の号給を新たな号給に切り替えることを定めるものであります。

第3項は、第2項による職員の号給の切替えを行う場合の必要な調整について定めるものであります。

第4項は、第1条の配偶者及び子の扶養手当の額の改正について、令和8年3月31日までの経過措置を定めるものであります。

第5項は、第2条の配偶者及び子の扶養手当の改正について、令和8年3月31日までの経過措置を定めるものであります。

第6項は、第3条の配偶者及び子の扶養手当の額の改正について、令和8年3月31日までの経過措置を定めるものであります。

第7項は、第1条の通勤手当及び単身赴任手当の支給に関する経過措置を定めるものであります。

第8項は、その他必要な経過措置について、規則に定めることを規定するものであります。

附則別表は、第2項に定める号給の切替え表であります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第26号河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 ご説明します。

議第26号河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

令和5年4月の道路法施行令の改正において、近年の地価水準の変動等を踏まえた道路占用料の見直しが行われ、また、山形県におきましても、山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が令和6年4月1日に施行され、国に準ずる見直しが行われたことから、これらに準じ、占用料の額について条例の一部を改正する必要があるので、別表の区分に示すとおり改正を行うものです。

なお、附則として本条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願ひします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第26号河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第27号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 議第27号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、河北町公園使用料は河北町道路占用料徴収条例に準ずることから、使用料の額について条例の一部を改正する必要があるので、別表第2の区分に示すとおり改正を行うものです。

なお、附則として、本条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願ひします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第27号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議事の都合上、議第10号令和7年度河北町一般会計予算について、議第11号令和7年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第12号令和7年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第13号令和7年度河北町介護保険特別会計予算について、議第14号令和7年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第15号令和7年度河北町水道事業会計予算について、議第16号令和7年度河北町下水道事業会計予算について、以上7議案を一括議題とします。

○丹野貞子議長 日程第3、予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第10号から議第16号までの7議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第10号から議第16号までの議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会することに決定しました。

これにて、本会議を休会とします。

